平成２６年（フ）第４８１号
大阪府松原市天美我堂３丁目261番地
債務者　平島　正三
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４９８号
大阪府高石市綾園２丁目７番18号、前住所大阪府高石市加茂１丁目17番５号
債務者　堀内　映秀
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５０２号
堺市西区鳳西町１丁78番地３シャトーコアール101号、住民票上の住所大阪府泉北郡忠岡町北出１丁目10番６号
債務者　岡田　真憲
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４２号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟406号室
債務者　小玉　勝一
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
岡山県津山市堺町７番地
債務者　久保　　宏
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第２６２号
香川県さぬき市鴨庄2787番地
債務者　山岡　光子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２０号
香川県高松市木太町2387番地18　レオパレスＫコート204
債務者　舛田　博功
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２５号
福岡県久留米市旭町59番地１　ブリヂストン社宅Ｃ棟101号、前住所東京都八王子市暁町３丁目８番42号
債務者　田村　早苗（旧姓市原）
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１２８号
福岡県久留米市荘島町421番地２　サンコーポ荘島202号
債務者　寺松　大樹（旧姓阿方）
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第４０６号
千葉県八千代市萱田町816番地１　セレナハイム八千代中央103
債務者　永田　宗紀
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４６８号
千葉市若葉区若松町531―586　アメニティ21―403号、住民票上の住所千葉県富里市十倉374番地182
債務者　金子ユカリ
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４８９号
千葉県市川市末広１丁目７番19号　第三永楽荘203号
債務者　五十嵐　進
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４９８号
千葉市若葉区西都賀２丁目19番13号
債務者　山﨑　美代
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４９９号
千葉市若葉区都賀２―23―４　やよいマンション202号、住民票上の住所千葉県四街道市鹿渡2003番地18
債務者　佐藤　敏男
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５１１号
千葉市美浜区真砂１丁目12番６棟304号
債務者　永作　輝人
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５１４号
千葉市美浜区高洲２丁目３番５棟108号
債務者　大橋　良浩
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５４６号
千葉県船橋市前原東５丁目６番46号
債務者　中平　紀子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係